平成２１年（フ）第１４２８号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目１番２―202号
債務者　森本　昌樹
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７５号
千葉県市原市飯沼319番地３
債務者　小田　　修
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７６号
千葉県市原市飯沼319番地３
債務者　小田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０８号
千葉県市川市市川３丁目21番９号　ジュネス市川102号
債務者　野口　慈乃
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４９号
千葉市緑区おゆみ野４丁目18番地８　ミッドタウン有吉203号
債務者　小島　**重**一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８号
千葉県八千代市島田台1040番地３
債務者　毛利　律子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
千葉県船橋市薬円台２丁目２番１―302号
債務者　川本　　裕
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
千葉県船橋市南三咲２丁目17番４号
債務者　加瀬　育男
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５２号
千葉市花見川区宮野木台１丁目13番23号
債務者　太田　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７号
千葉市若葉区愛生町96番地　ＹＭハイツ一番館303号
債務者　櫛引　克則
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７号
千葉市花見川区千種町283番地２　雇用促進住宅２棟102号
債務者　山本　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地254　コスモ千葉東103号
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２号
千葉県市川市宝１丁目14番１―301号　フラッツ宝
債務者　山本　健文
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３８３３号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅３棟203号
債務者　名南工業こと　山田　幸治
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
名古屋市昭和区川名町３丁目22番地
債務者　加藤みち子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１号
愛知県東海市名和町南寺廻間26番地の６
債務者　保坂　芳子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘４棟106号
債務者　古屋裕理子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
名古屋市中川区南脇町３丁目19番地　もり荘２号
債務者　長嶺　拓実
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部